

令和元年台風15号の影響による停電に伴い被災した
被保険者等に係る健康保険の取り扱いについて

大阪産業機械工業健康保険組合

このたびの災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、今回の災害により被災地域に災害救助法が適用されました。被災された被保険者及び被扶養者の方で、健康保険証を紛失または自宅等に残したまま避難しているため、保険医療機関等での窓口で健康保険証が提示できない場合、次の事項を申告すると保険診療として受診できる取扱いが講じられています。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・住所及び連絡先(電話番号等)
- ・被保険者の勤務する事業所名

また、保険医療機関等に受診される際の一部負担金について、当健康保険組合では次に該当される方は免除となります。

なお、保険医療機関等に受診される際は、「一部負担金等免除証明書」が必要になりますので、該当される方は健康保険組合までご連絡ください。

【免除対象者】

次の(1)及び(2)いずれにも該当する方

- (1) 災害救助法適用地域(*)の住民の方
- (2) 以下のいずれかに該当する方(罹災証明書の写し添付)
 - ① 住宅の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明な場合

【免除期間】

災害救助法適用日から令和元年11月30日まで

*災害救助法適用地域および適用日につきましては、内閣府ホームページにてご確認ください。

(災害救助法の適用状況)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html